

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上越市長 中川 幹太

市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)	
地域名 (地域内農業集落名)	諏訪区 (南新保、北新保、杉野袋、上真砂、米岡、北田中、鶴町、東原、諏訪、高森、米町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は上越市のほぼ中央に位置し、飯田川左岸に広がる農業地帯である。水稻を中心とした経営体が多くを占めるが、トマト、ナスなど露地野菜に取り組む農業者もいる。

平成の初期から令和にかけて、重川上流地区、中江北部第1地区、中江北部第2地区において、基盤整備事業が完了し、ほ場の大区画化が行われている。

集落の高齢化とともに、農業従事者数もゆるやかに減少しているものの、基盤整備事業をはじめ、中心的な経営体への農地集積を進めることで農地を維持してきた。

今後については、中心的な経営体においても、農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されており、新たな担い手の確保と育成が急務となっている。また、作業効率向上の観点から、担い手同士の農地交換による集約化も検討の必要があるほか、一部の農地で基盤整備事業が進んでいないという課題がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の中心的な作目は水稻であるが、トマト、ナスなど露地野菜に取り組む農業者もいる。今後も大区画ほ場での水稻をメインに、農地保全と地域農業の維持に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	347 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	347 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

優良農地保全の観点から農振農用地をその区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合には、農業委員会等に相談し、地域内で効率的な農地利用が図られるよう、利用調整を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農者が出た場合には、耕作放棄地が発生しないよう、農地中間管理機構を通した利用権設定を基本とするが、農地の出し手／受け手の意向を尊重する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成13年度に重川上流地区、平成23年度に中江北部第1地区、令和3年度に中江北部第2地区において、基盤整備事業を完了した。新保地区において、基盤整備事業の構想があるものの、事業は進んでおらず、今後、検討の必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
中心的な経営体が営農を継続できるよう、地域としても後継者の確保・育成に協力する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除など、委託による効率化が可能な作業であれば、地域内外の事業者への作業委託も視野に入れる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ドローン技術の導入など、農作業の省力化に取り組み、地域農業の新たな担い手確保を進める。
 ⑦多面的機能支払制度を十分に活用し、非農家も交えて、農道や水路など農業用施設の保全管理に取り組む。
 ⑩地区内の多くの農地が基盤整備事業を実施済みだが、構想段階で進捗が止まっている新保地区について、今後の農地保全のために事業実施に向けて取組を進める。